

白老町監査告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月25日

白老町監査委員 野 本 裕



白老町監査委員 及 川



令和5年度公営企業会計定期監査結果報告

令和5年8月25日

白老町監査委員 野 本 裕 二



白老町監査委員 及 川 保



1 監査種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の期間

令和5年7月20日から令和5年7月26日まで

3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

4 監査対象及び監査実施日

監査対象部署	監査年月日
上下水道課（水道事業会計・下水道事業会計）	令和5年7月20～21日
白老町立国民健康保険病院	令和5年7月25～26日

5 監査の基準

本監査は、白老町監査基準（令和2年白老町監査告示第4号）に準拠し実施した。

6 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼に、あらかじめ提出を求めた資料を基に、関係書類を抽出し調査するとともに、担当者より説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

監査対象部署における財務に関する事務の執行及び事業の管理について、監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

また、監査時に気づいた事務処理上の軽易な事項について、その都度口頭で指示したところである。

なお、気づき事項の内、本町における随意契約による業務委託契約について、意見を若干述べさせていただきます。

地方公共団体における契約の締結は、競争入札が原則であります。随意契約は、競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定できることなどから契約手法として取り入れられております。

しかし、その運用を誤ると契約の相手方の固定化や一部の者に偏重するおそれがあるなど弊害も指摘されているところです。

特に、病院事業会計で締結している業務委託契約 29 件（病院改築事業に伴う委託を除く）の内、見積り合わせを実施した随意契約 2 件、一者随意契約によるものが 27 件であり、契約のほとんどは一者随意契約により契約が締結されています。

契約にあたっては、競争性、透明性、公平性等が求められますので、契約に対する信頼性を損なわないよう、本町が作成している「随意契約ガイドライン」に基づき、今後も適正な契約事務の執行に努められたい。